

## 新宿区心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、心身障害者（以下、「障害者」という。）の日常生活の必要に供される自動車又は軽自動車（ただし、四輪車のみ）の運行に必要な燃料費の一部を助成することにより、障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、もって障害者の社会活動の促進と福祉の向上を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 自動車燃料費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 新宿区の区域内に住所を有する者
- (2) 身体障害者手帳又は愛の手帳の障害の程度が、次のいずれかに該当する者
  - ア 下肢、体幹、内部機能障害又は移動機能障害で1級から3級までの者
  - イ 平衡機能障害で3級の者
  - ウ 視覚障害で1級及び2級の者
  - エ 知的障害で1度及び2度の者
- (3) 次のいずれかにより本人又は生計を一にする者が、自動車税又は軽自動車税の減免を受けていること等
  - ア 東京都都税条例（昭和25年条例第56号）第83条
  - イ 新宿区特別区税条例（昭和39年条例第57号）第46条の2
  - ウ 区長が上記の条例に相当すると認めるとき
- (4) 福祉タクシー利用料の助成を受けていない者

### (受給資格の認定申請)

第3条 受給資格者が自動車燃料費の助成を受けようとするときは、受給資格認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を提示して申請するものとする。ただし、区長が認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 身体障害者手帳又は愛の手帳
- (2) 自動車税等減免通知書又はそれにかわる書類

### (受給資格の認定)

第4条 区長は、前条の申請を受理したときは、当該申請を行った者に係る受給資格の有無について必要な調査を行い、受給資格があると認めるときは、心身障害者自動車燃料費助成受給資格認定通知書（第2号様式）により、受給資格がないと認めるときは心身障害者自動車燃料費助成受給資格認定申請却下通知書（第3号様式）により、当該申請をした者にそれぞれ通知する。

### (助成実施期間)

第5条 助成実施期間は、第3条に規定する申請を受理した日の属する月から受給資格の消滅した日の属する月までとする。

### (助成額等)

第6条 助成基準額は、1か月3,150円とする。

2 助成対象期間は、4月、7月、10月及び1月を当初とする3か月間とし、この期間内に要した燃料費に対して、前項に規定する助成基準額に3を乗じた額を上限として助成する。

### (助成金の交付申請)

第7条 第4条の規定により受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）は、心身障害者自動車燃料費助成金申請書（第4号様式）に燃料の購入を証する領収書等を提示のうえ4月、7月、10月及び1月の4期にそれぞれ前月までの分を申請するものとする。ただし、区長が特別な事情があると認めるときは、次回申請月にまとめて申請することができる。

(タクシー利用料の助成との切替)

第8条 タクシー利用料の助成から自動車燃料費の助成へ切替を行う場合は、切替を行う月以降の交付済福祉タクシー利用券を返還することによって切替が完了するものとする。また、自動車燃料費の助成からタクシー利用料の助成へ切り替える場合も同様とし、既に自動車燃料費の助成金が支給された月の翌月以降の福祉タクシー利用券を交付するものとする。

(受給資格の消滅)

第9条 受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格は消滅するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条に規定する受給資格の要件を備えなくなったとき。
- (3) 自動車燃料費の助成を辞退したとき。

2 区長は、前項の規定により受給者の受給資格が消滅したときは、心身障害者自動車燃料費助成受給資格消滅通知書(第5号様式)により受給者又は同居の親族その他の者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 偽りその他不正の手段により自動車燃料費の助成金を受給した者があるときは、区長は、その者の受給資格を取消し、すでに支給された助成金を返還させることができる。

(届出)

第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格変更・喪失届書(第1号様式)により、区長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 第9条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 第3条の申請内容に変更があったとき。

(未支払の助成金)

第12条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき助成金で、まだその者に支払っていないものがあるときは、区長が適当と認める同居の親族その他の者にその未支払の助成金を支払うことができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行の際必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、第6条の規定の適用については、同条第1項中「3,150円」とあるのは、「3,570円」とする。

附 則(平成元年4月1日元新保管第30号)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

要綱第4条の規程は、平成元年4月以後の月分の燃料購入について適用し、同月前の月分の燃料購入については、なお従前の例による。

附 則(平成2年2月8日元新保管第1938号)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月29日2新保管第2456号)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日4新保管第2389号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月25日8新福障第1633号)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年2月5日10新福障第1532号)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月25日20新福障経第1011号)

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日 22 新福障経第 2041 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日 27 新福障経第 2427 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 22 日 3 新福障経第 2481 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 21 日 4 新福障経第 1261 号）

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。